

令和5年三条地域水道用水供給企業団議会第1回定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年2月24日（金）午後3時30分開議

- 第1. 会議録署名議員の指名
 - 第2. 議席の指定
 - 第3. 会期の決定
 - 第4. 報告
 - 第5. 議第1号 三条地域水道用水供給企業団個人情報保護法施行条例の制定について
議第2号 三条地域水道用水供給企業団行政不服審査会条例の制定について
議第3号 三条地域水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例等の一部改正
について
議第4号 令和5年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第1.

会議録署名議員の指名

日程第2.

議席の指定

日程第3.

会期の決定

日程第4.

報告

日程第5.

議第1号 三条地域水道用水供給企業団個人情報保護法施行条例の制定について

議第2号 三条地域水道用水供給企業団行政不服審査会条例の制定について

議第3号 三条地域水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例等の一部改正
について

議第4号 令和5年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算

出席議員 15名

1番	白鳥 賢 君	2番	武藤 元美 君	3番	笹川 信子 君
4番	馬場 博文 君	5番	酒井 健 君	6番	藤家 貴之 君
7番	野寄 久雄 君	8番	武石 栄二 君	9番	関 龍雄 君
10番	三沢 嘉男 君	11番	佐藤 俊夫 君	12番	中野 元栄 君
13番	藤田 直一 君	14番	今井 幸代 君	15番	熊倉 正治 君

欠席議員 なし

説明のための出席者

企業長	三 条 市 長	滝沢 亮 君
副企業長	加 茂 市 長	藤田 明美 君
副企業長	田 上 町 長	佐野 恒雄 君
参 与	三 条 市 副 市 長	若山 裕 君
併任職員	三 条 市 建 設 部 長	三卷 正志 君
併任職員	三 条 市 建 設 部 上 下 水 道 課 長	小山 正幸 君
併任職員	加 茂 市 上 下 水 道 課 長	佐藤 正直 君
併任職員	田 上 町 地 域 整 備 課 長	宮嶋 敏明 君
事 務 局	事 務 局 長	小出 和哉 君
”	庶 務 次 長	山井 敦 君
”	工 務 次 長	味田 充弘 君
”	庶 務 会 計 係 長	坂井 貴樹 君

会議事務に従事した事務局職員

計画係長	小柳 寿樹 君
技 師	高橋 空 君

—————* = * = * = * = * = *—————

午後 3 時 30 分 開会及び開議

議長（酒井健君）

ただいまから令和 5 年三条地域水道用水供給企業団議会第 1 回定例会を開会いたします。
出席全員であります。

議長（酒井健君）

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。
このたび、新たに当企業団議会議員に当選されました議員の仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

議長（酒井健君）

これより本日の会議を開きます。
議事日程を報告いたします。
本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号によって行います。
直ちに議事に入ります。

—————* = * = * = * = * = *—————

日程第 1. 会議録署名議員の指名

議長（酒井健君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 67 条の規定により、
3 番 笹川 信子 さん
11 番 佐藤 俊夫 さんを指名いたします。

—————* = * = * = * = * = * = *—————

日程第 2. 議席の指定

議長（酒井健君）

日程第 2、議席の指定を行います。

このたび、新たに当企業団議会議員に当選されました議員の議席は、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、議長において指定いたします。

議員の議席番号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

このたび当選されました議員の議席番号を朗読いたします。

9 番 関 龍雄 さん 以上であります。

議長（酒井健君）

ただいま事務局長が朗読したとおり議員の議席を指定いたしました。

—————* = * = * = * = * = * = *—————

日程第 3. 会期の決定

議長（酒井健君）

日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井健君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

議長（酒井健君）

議員協議会を開催するため、しばらく休憩いたします。

午後 3 時 33 分 休憩

午後 4 時 19 分 再開

議長（酒井健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————* = * = * = * = * = * = *—————

日程第 4. 報告

議長（酒井健君）

日程第 4、報告

監査報告についてであります。監査委員から、令和 4 年 6 月分から 12 月分までの例月出納検査の結果の報告がありましたので、あらかじめその写しをお手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

—————* = * = * = * = * = * = *—————

日程第 5. 議第 1 号 三条地域水道用水供給企業団個人情報保護法施行条例の制定について
議第 2 号 三条地域水道用水供給企業団行政不服審査会条例の制定について
議第 3 号 三条地域水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例等の一部改正
について
議第 4 号 令和 5 年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算
以上 4 件一括上程

議長（酒井健君）

日程第 5、議第 1 号から議第 4 号を一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

企業長（滝沢亮君）

ただいま、御上程をいただきました、議第 1 号 三条地域水道用水供給企業団個人情報保護法施行条例の制定について説明申し上げます。

制定の趣旨は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な条項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次に、議第 2 号 三条地域水道用水供給企業団行政不服審査会条例の制定について説明申し上げます。

制定の趣旨は、行政不服審査法に規定する事項を処理する機関として、三条地域水道用水供給企業団行政不服審査会を設置するため、本条例を制定するものでございます。

次に、議第 3 号 三条地域水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例等の一部改正について説明申し上げます。

改正の趣旨は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年の段階的な引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入などに係る規定の整備を行うため、必要な改正を行うものでございます。

改正する条例は、三条地域水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例、三条地域水道用水供給企業団職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例、三条地域水道用水供給企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、三条地域水道用水供給企業団職員の再任用に関する条例の 4 本でございます。

改正の主な内容は、1 点目として、職員の定年を 65 歳とし、段階的に引き上げるものでございます。2 点目として、管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、管理監督職の上限年齢を 60 歳とし、上限年齢に到達後、最初の 4 月 1 日までの間に管理職の職員は管理監督職以外の職に降任するものでございます。3 点目として、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、60 歳到達後に普通退職した者を 65 歳までの間、短時間勤務の職での再任用を可能とするものでございます。施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日等でございます。

最後に、議第 4 号 令和 5 年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算について説明を申し上げます。

はじめに、予算第 3 条の収益的収入及び支出の予定額における収入は、水道事業収益として 12 億 3,545 万 8 千円、うち、営業収益 11 億 461 万 1 千円、営業外収益 1 億 3,084 万 7 千円であります。また、支出は、水道事業費用として 8 億 5,211 万 3 千円、うち、営業費用 7 億 3,567 万 9 千円、営業外費用 1 億 1,543 万 4 千円、予備費 100 万円であります。

次に、予算第 4 条の資本的収入及び支出の予定額における収入は、資本的収入として 16 億 4,270 万円、うち、企業債 9 億 4,990 万円、補助金 3 億 4,640 万円、出資金 3 億 4,640 万円であります。支出は、資本的支出として 21 億 7,034 万 6 千円、うち、建設改良費 11 億 8,395

万7千円、企業債償還金9億8,638万9千円です。

なお、詳細につきましては、先程の議員協議会で説明申し上げたとおりでございますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（酒井健君）

これより質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井健君）

御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を終了いたしました。

議長（酒井健君）

その場でしばらく休憩いたします。

午後4時25分 休憩

午後4時25分 再開

議長（酒井健君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、以上で討論を終了いたしました。

議長（酒井健君）

これより採決を行います。

議第1号から議第4号について一括採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井健君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

* = * = * = * = * = * = *

議長（酒井健君）

以上で、提出事件のすべてを議了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、第1回定例会を閉会いたします。

午後4時26分 閉会